

第53回 江東区都市景観審議会報告書	
開催日時	令和2年11月10日(火) ※意見締切日
形式	書面報告(郵送等) ※参集なし
内容	都市景観専門委員会で審議した大規模建築物等について
参加委員 (順不同 ・敬称略)	島田 正文 中村 浩紹 志村 秀明 藤島 祥枝 山本 茂義 石井 ちはる 坂本 司 伊藤 弘 高村 きよみ 星野 博 渡辺 哲三 宇佐美 芳衛 本田 和恵 川畑 佳奈 土川 功
参加幹事	押田副区長 長尾政策経営部長 伊東地域振興部長 林環境清掃部長 川根都市整備部長 杉田土木部長 立花都市計画課長
事務局	[都市計画課] 浅川 竹内 加賀
配布資料	資料1 都市景観専門委員会で審議した大規模建築物等について
意見と 回答	(委員)
	現在の都市景観専門委員会の開催状況を、各委員にお知らせ頂ければと思います。 ・書面審査 ・対面 ・オンライン と行っていることです。特にオンラインを用い始めたことは大きなことだと思います。
	(区の回答)
	都市景観専門委員会の開催状況を、別紙の「コロナ禍の都市景観専門委員会について」にまとめましたので、ご参照ください。
意見と 回答	(委員)
	都営住宅2H-125東(亀戸七丁目)工事 緑化について、都営住宅は敷地内の草取りや、中低木の管理は住民が行うことになっていますが、住民の高齢化により、多くの都営住宅で自主的な管理が困難になっており、シルバー人材センターに草取り作業を委託する団地や、落ち葉の駆除が困難なために高木を伐採する団地などもあり、緑の管理に苦慮されている現状が見受けられます。 亀戸七丁目の計画については、緑化のボリュームは自主的な維持管理が可能な範囲とし、高木は落葉樹を避けて管理し易いものを選定し、ツル性の植物による壁面緑化についても住民による管理が可能か再検討し、住民の負担とならない維持管理計画とするよう要望します。

(区の回答)

江東区では、一定規模以上の建築行為に際しては、江東区みどりの条例に基づく緑化基準を満たす緑化計画を作成し、区の認定を受ける必要があります。本計画も、緑化基準を満たしたうえで都市景観専門委員会の助言を可能な範囲で取り入れていただいていると認識しております。

しかしながら、ご指摘の通り、都営住宅においては、高齢化により住民の自主的管理は困難な状況も見受けられます。緑化基準の遵守や江東区の目指す「City In The Green」の実現、良好な景観形成に向けた豊かなみどりを創り出し、またそれを維持していくためには、都営住宅における維持管理について、今後の在り方の検討が必要と考えます。その旨、建築主である東京都に申し伝えるとともに、住民の負担を考慮した樹種についても検討いただくよう、依頼いたします。

コロナ禍の都市景観専門委員会について

都市景観審議会の下部組織として、審議会における専門事項を調査、審議する都市景観専門委員会は、8月を除き毎月実施しています。

コロナ禍においても、景観専門委員会の審議は続いていますが、新型コロナの感染状況や江東区のWeb会議の運用基準の整備状況を鑑みつつ、会議形態は下記のように変遷しています。



〔Web形式による都市景観専門委員会（令和2年11月17日実施）の様子（左：メインルーム、右：サブルーム）〕

※メインルームには、正副委員長、事業者1名、区事務局職員1名が参加。サブルームには、幹事などその他区職員が参加。

正副委員長以外の委員（6名）及びその他事業者はリモートで参加。

*Web会議では、Webex（シスコ社製）というソフトウェアを使用

これまでの会議の経緯

会議日程	会議の審議形態	備考
～令和2年3月	対面形式	
令和2年4～6月	書面形式	
令和2年7・9月	対面形式（外壁の塗り替えは書面形式）	社会的距離の確保や換気の徹底などの感染防止対策を講じながら実施
令和2年10・11月	Web形式	